



新型コロナウイルス（ルワンダ政府による規制措置：10月13日発表）

＜ポイント＞

10月13日（水）、ルワンダ政府は、新型コロナウイルス感染拡大防止措置の変更を発表しました。

本措置は、本日10月14日（木）から11月14日（日）までの間、有効。概要は以下のとおりとなります。

【主な変更点】

- 午前0時から午前4時までの間は外出禁止。すべてのビジネスの営業は午後11時まで。
- ワクチン接種済みの到着者は、到着時のホテル隔離は不要。ただし、すべての到着者は到着時にPCR検査の受検が必要。
- 民間セクターは、平常営業とするもコロナ予防措置を遵守する。
- レクリエーション、エンターテインメント等の会場（注：ダンスクラブ、ライブミュージック等）は収容人数最大50%で段階的に再開。会場利用者はワクチン接種済みであることかつ72時間以内に取得したコロナ陰性証明が必要。
- 宗教施設は収容人数の50%を超えてはならない。
- プール、マッサージ、サウナは段階的に再開。利用者はワクチン接種済みであること（18歳以下を除く）かつ72時間以内に取得した新型コロナ陰性証明が必要。

＜本文＞

【概要】

- 1 午前0時から午前4時は外出禁止。すべてのビジネスの営業は午後11時まで。
- 2 ワクチン接種済みの到着者は、到着時のホテル隔離は不要。ただし、すべての到着者は到着時にPCR検査の受検が必要。
- 3 キガリ国際空港からの到着者及び出発者は出発前72時間以内に取得したPCR陰性証明の提出が必要。
- 4 公官庁は出勤率75%までとし、その他の職員は在宅勤務を継続。
- 5 民間セクターは平常営業とするも、新型コロナ予防措置を遵守する。
- 6 会合及び会議は会場収容人数の50%を超えてはならない。すべての参加者は会議前72時間以内に取得したコロナ検査陰性証明が必要。
- 7 公共交通機関は定員の75%を超える乗客を乗せてはならない。バス会社は乗客のソーシャル・ディスタンスを確保し、換気のため窓を開放する。バイクタクシー及び自転車による乗客の輸送を許可する。
- 8 レストラン及びカフェは収容人数50%までで営業を再開する。屋外席のあるレストランは収容人数75%までの営業を可とする。
- 9 バーは段階的に再開。レクリエーション、エンターテインメント等の会場（注：ダンスクラブ、ライブミュージック等）は収容人数最大50%で段階的に再開。会場利用者はワクチン接種済みであること、かつ72時間以内に取得したコロナ陰性証明が必要。
- 10 宗教施設は収容人数の50%を超えてはならない。
- 11 旅行業は新型コロナ予防措置を遵守のもとで継続。ホテル、ツアー会社、交通サービスを含む。
- 12 個人による、または接触のない屋外スポーツは許可。
- 13 ジム及びフィットネス・センターは段階的に再開。
- 14 プール、マッサージ、サウナは段階的に再開。利用者はワクチン接種済みであること（18歳以下を除く）

かつ 72 時間以内に取得したコロナ陰性証明が必要

15 通夜は一度に 30 人を超えてはならず、葬儀参列は 50 人を超えてはならない。

16 結婚式は許可。家庭における行事は 50 人を超えてはならず、自治体に届け出なければならない。訪問客は行事前 72 時間以内に取得した陰性証明が必要。

17 許可を受けたイベント会場において開催される行事は収容人数の 5 割を超えてはならない。すべての来訪者は行事前 72 時間以内に取得したコロナ陰性証明が必要。

18 その他の行事（コンサート、フェスティバル、エキシビション等）はワクチン接種済み及びコロナ検査受検済みの参加者を対象に段階的に再開する。

19 遊戯活動（注：カジノ等）は段階的に再開する。

市民は本件措置の遵守、ソーシャルディスタンス、マスク着用、手洗い励行を必ず行うこと。本件措置非遵守は罰に処すものとする。

<フッター>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

緊急時の連絡は、下記連絡先までお願いいたします。

在ルワンダ日本国大使館

領事班（福元・笹尾・木全）

+250-25-250-0884

https://www.rw.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html